

記号の見方：問 問合せ

お知らせ

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について

ワクチン接種を希望される方へのご案内は、**9面**をご覧ください。

介護保険利用者負担限度額認定証等の更新

介護保険を利用して、介護保険施設などへ入所や短期入所した場合に、食費・居住費が負担軽減される認定証等の有効期限は7月31日(日)です。更新希望の方は6月30日(木)までに申請してください。なお、非課税年金(遺族年金・障がい年金)を受給されている方は、年金収入額と基礎年金番号の申告が必要ですので、年金振込通知書等の写しを添付し申請してください。

区役所で教科書を展示します

保護者や市民の方に教科書や教科学習に対する理解を深めていただくため、小・中学校の教科書を区役所で展示します。

日時／6月10日(金)～7月8日(金)

場所／区役所1階

展示内容／令和4年度の
小・中学校使用教科書

問 市民協働課(教育文化)

6774-9743

児童手当の制度が変わります

毎年6月に提出をいただいております児童手当の「現況届」が、制度改正により、令和4年6月分からは、一部の方を除いて提出が不要になります。ただし、提出が必要な受給者の方につきましては、例年通り現況届を送付しますので、区役所へ提出(郵送可)してください。現況届の提出が必要な受給者で、提出されない場合は、令和4年6月分以降(令和4年10月支払い分以降)の手当の支給が停止され、未提出のまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなりますのでご注意ください。

問 保健福祉課(福祉サービス)

6774-6857

令和4年度の国民健康保険料について

●保険料の決定

令和4年度(令和4年4月から令和5年3月)国民健康保険料の決定通知書を、6月中旬に送付します。6月中旬に届かない場合はご連絡ください。

前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのに困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくは区役所へお問い合わせください。

令和4年度の国民健康保険料は次の表により計算した金額が年間保険料となります。

令和4年度国民健康保険料(年額)			
	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料※
平等割保険料(世帯あたり)	28,175円	9,191円	741円
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数×27,488円	被保険者数×8,967円	介護保険第2号被保険者数×16,739円
所得割保険料	算定基礎所得金額※×8.59%	算定基礎所得金額※×2.87%	算定基礎所得金額※×2.69%
最高限度額	63万円	19万円	17万円

※介護分保険料は、被保険者の中に40～64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみにかかります。
※算定基礎所得は、前年中総所得金額等－43万円となります。
※世帯の所得割は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。

●保険料の改定

平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととし、制度の安定化が図られました。

被保険者間の負担の公平性の観点から、大阪府内の市町村にお住まいで、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」となるよう、令和6年度には「府内統一保険料率」とします。

令和4年度の本市一人当たり平均保険料は、府の算定では+5.4%の改定が必要となるところ、このうち単年度的要素を本市国保基金により抑制したうえで、激変緩和措置を約9億円とし、+4%の改定としています。

問 窓口サービス課(保険年金)

6774-9656

令和4年度国民健康保険料(年額)			
	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料※
平等割保険料(世帯あたり)	28,175円	9,191円	741円
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数×27,488円	被保険者数×8,967円	介護保険第2号被保険者数×16,739円
所得割保険料	算定基礎所得金額※×8.59%	算定基礎所得金額※×2.87%	算定基礎所得金額※×2.69%
最高限度額	63万円	19万円	17万円

※介護分保険料は、被保険者の中に40～64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみにかかります。
※算定基礎所得は、前年中総所得金額等－43万円となります。
※世帯の所得割は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。

なんば市税事務所

浪速区湊町1-4-1
OCAT5階
☎4397-2948(代表)
FAX 4397-2905

令和4年度市民税・府民税納税通知書を送付します

納税通知書を6月上旬に送付します。第1期分の納期限は6月30日(木)です。なお、3月16日以降に所得税の確定申告または個人市・府民税の申告をされた場合は、納税通知書の送付や課税所得証明書の発行が遅れることがあります。

予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる方などで、前年の所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当し、納付が困難である場合は、期限までの申請により減額・免除されることがあります。

個人市・府民税の詳細は、大阪市ホームページをご覧ください。

窓口に混雑緩和と利便性の向上のため、個人市民税担当の窓口混雑状況をMicrosoft Teamsの、窓口混雑が予想される期間中(6月6日(月)～6月30日(木))配信します。

詳しくは、なんば市税事務所ホームページをご覧ください。

問 なんば市税事務所
市民税等グループ(個人市民税担当)
☎4397-2953
※問合せ可能日、可能時間
平日9時～17時30分
金曜日は9時～19時

今月の各種無料相談会

※相談時はマスクの着用をお願いします。体調不良の方は来庁を控えてください。

「日曜法律相談」

日時／6月26日(日)
9時30分～13時30分

場所／中央区役所
(中央区久太郎町1-27)
平野区役所
(平野区背戸口3-8-19)

対象／市内在住の方

定員／各16組(申込先着順)

相談時間／1組30分以内

予約受付／6月23日(木)、24日(金)
9時30分～12時

予約専用／☎6208-88005

問 大阪市総合コールセンター「なにわコール」
☎4301-7285
8時～21時(年中無休)

「区役所で行う無料相談」
対象／市内在住の方
相談時間／1組30分以内

	実施日	時間	受付	
弁護士による法律相談 ^予	7日(火)、8日(水)、16日(木)、24日(金)	13:00～17:00	区役所6階61番窓口	
社会保険労務士相談★	13日(月)	13:00～16:00 ※受付は15:30まで	区役所1階 区民情報コーナー	
不動産相談	(不動産協会)★ (宅建協会)★			2日(木)
	14日(火)、21日(火)			
税理士相談★	15日(水)			
司法書士相談★	28日(火)			
行政書士相談★	22日(水)			

^予…要予約(相談日当日9:00から先着順で電話予約) ※定員8組、相談時間の指定はできません。
★相談をご希望の方が多数おられる場合は、12:50ごろから、1階受付場所にて番号札をお配りします。

問 事業戦略室(広聴広報)
6774-9683

※弁護士による法律相談は他区でも実施しておりますので、お問い合わせください。

広告募集中

詳しくは、天王寺区ホームページをご覧ください。
<https://www.city.osaka.lg.jp/tennoji/>